

奈良県経営革新計画評価委員会規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十八号

奈良県経営革新計画評価委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県経営革新計画評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員六人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 学識経験を有する者のうちから知事が委嘱するもの
- 二 関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱するもの
- 三 県の職員のうち知事が指定する職にあるもの

(任期)

第三条 前条第二項各号(第三号を除く。)に掲げる者である委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第四条 委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の出席)

第六条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見

を聴くことができる。

（庶務）

第七条 委員会の庶務は、産業・雇用振興部産業政策課において処理する。

（その他）

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。